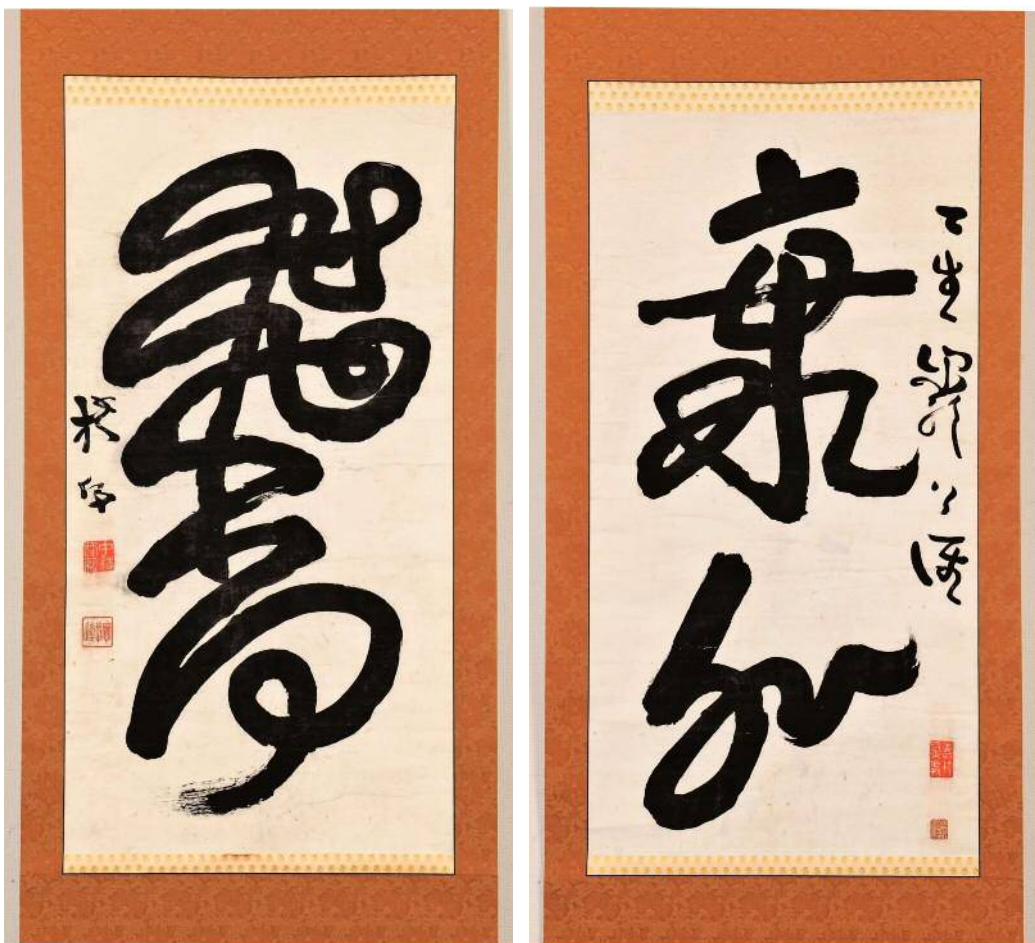


第2次

小城市教育振興基本計画

(案)



梧竹書「海外飛香」

平成29年 月
小城市教育委員会

【表紙解説】



【小城市重要文化財】 梧竹書『海外飛香』

星巖公とは、小城藩二代鍋島直能のこと。直能は後西天皇と公卿十八人から桜岡の桜を詠った和歌をいただき、自分の和歌を加え、『海外飛香』と名付けた歌集を作成した。『海外飛香』は、歌集の題で桜岡の桜の香りが遠く天皇、朝廷まで届いたとの意。桜岡は、現在、小城公園になっている。さくらの名所 100 選のひとつである。

はじめに

第2次小城市教育振興基本計画の策定にあたって

小城市は、これまで第1次小城市総合計画で小城市的将来像を「薰風新都～みんなでつくる・笑顔あふれる小城市～」として、基本目標を『「和」で織りなす美しいまち』として政策を展開してきました。これに合わせて、小城市教育委員会においても小城市教育振興基本計画を策定し、老若男女が急激に変化する社会において挫折し流されるとなく「生き抜く力」を身につけながら、共に世代に応じた自己実現が図られるように取り組んでまいりました。

第2次小城市総合計画では、本市の将来像「誇郷幸輝～みんなの笑顔が輝き幸せを感じるふるさと小城市～」を実現するため、市民の皆様との協働のまちづくりを基本に取り組んでいくこととしています。

今日、熊本地震や東日本大震災から得た教訓、少子高齢化やグローバル化、高度情報化などが急速に進む中、21世紀を生きる若者の未来に夢と希望を送り届けるということが教育の最大の使命であることを自覚し、共有することが強く求められています。

こうした状況を鑑み、小城市教育委員会では、これまでの教育基本目標「城創伝心」～小城の歴史と伝統を受け継ぎ、文化を創造する豊かな心を育み後世へ伝える人づくり～を継承すると共に、一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、未来へ向けて高い志と理想を持って、困難に立ち向かい克服していくための力である「生きる力」を育んでいくために「第2次小城市教育振興基本計画」を策定しました。

この第2次小城市教育振興基本計画を市民のみなさまと共に推進していくことで、小城市的教育がより充実したものになるものと考えます。今後とも、小城市的教育に対しまして、市民のみなさまのご理解とお力添えをよろしくお願ひいたします。

平成29年 月

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

【目 次】

基本計画

1 基本計画策定の趣旨	・・・ 1
2 基本計画の位置づけ	・・・ 1
3 基本計画の範囲	・・・ 1
4 基本計画の対象期間	・・・ 1
5 基本目標	・・・ 2
6 基本方針	・・・ 3
7 施策の展開	・・・ 7
施策 1：学校教育の充実	・・・ 8
施策 2：施設・設備環境の整備	・・・ 9
施策 3：子ども達の体づくり	・・・ 9
施策 4：相談・支援体制の充実	・・・ 10
施策 5：幼児教育・保育の推進	・・・ 11
施策 6：子どもの安全な居場所づくりの推進と経済的支援の充実	・・・ 11
施策 7：青少年健全育成環境づくり	・・・ 12
施策 8：青少年のための地域活動の推進	・・・ 13
施策 9：生涯学習環境・活動の充実	・・・ 13
施策 10：生涯学習の地域への還元	・・・ 14
施策 11：ライフステージに応じたスポーツの推進と施設の充実	・・・ 15
施策 12：芸術・文化の振興と文化財の保存・活用	・・・ 15
施策 13：伝統芸能の継承	・・・ 16
施策 14：文化財の適正な保存	・・・ 16
8 基本計画の進捗管理	・・・ 18

基本計画

1 【基本計画策定の趣旨】

この計画は、教育基本法に基づき策定された政府の「教育振興基本計画（平成20年7月1日閣議決定）」及び「第2期教育振興基本計画」を踏まえて策定した「小城市教育振興基本計画」に基づいて実施してきた様々な事業の成果と課題を検証した上で、平成28年度に策定された「第2次小城市総合計画」に基づいて小城市的教育が目指す基本的な目標を明確にし、その実現に必要な施策を計画的・総合的に実施することを目的として策定しました。

2 【基本計画の位置づけ】

この計画は、教育基本法第17条第2項により、地方公共団体に策定が求められている教育の振興のための施策に関する基本的な計画であると共に、「第2次小城市総合計画」の教育に関わる分野を担うもので、これまでの小城市教育振興基本計画の基本理念を継承していきます。

3 【基本計画の範囲】

この計画では、小城市教育委員会が担当している、幼児教育・保育、学校教育、家庭教育、青少年健全育成、生涯学習、生涯スポーツ、文化・文化財保護、教育行政事務、さらに市長の職務権限である児童福祉に関する一部の分野を対象とします。

4 【基本計画の対象期間】

小城市教育振興基本計画が目指す小城市教育の基本目標・基本方針を基に、今後5年間（平成29年度～33年度）に取り組むべき施策を総合的・計画的に推進します。

また、5年間の実施計画を前期（3年）と後期（2年）に分け、計画を推進していきます。

項目	年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38					
市計画	第1次小城市 総合計画	第2次小城市総合計画（基本構想）															
		基本計画 前期（5年）									基本計画 後期（4年）						
市教委 計画		教育振興基本計画（基本目標・基本方針）															
	教育振興基 本計画（施策）	教育振興基本計画（施策：第2次）															
	実施計画 (後期)	第2期実施計画（前期）			第2期実施計画 (後期)												
市教委 課別計画	教育総務課	第2次小城市立学校教育施設整備計画〔期間規定なし〕															
	教育総務課 保育幼稚園課 (主管:社会福祉課)	小城市子ども・子育て支援事業計画			〔次期計画策定予定〕												
	学校教育課	小城市教育情報化 基本計画	〔次期計画策定予定〕														
	生涯学習課	小城市スポーツ推進基本計画															
		小城市生涯学習 振興計画	〔次期計画策定予定〕														
	文化課	屋根のない博物館構想（H19年3月策定 期間規定なし）															
		第二次小城市子どもの読書活動推進計画															
(参考) 国		教育振興基本計画															
		第2期教育振興基本計画															

5 【基本目標】

小城市教育委員会では、第2次小城市総合計画の将来像である「誇郷幸輝～みんなの笑顔が輝き幸せを感じるふるさと小城市～」の実現を目指すと共に、小城市教育振興基本計画における基本目標を次のとおり継承していきます。

基本目標

じょうそうでんしん
「城創伝心」 “小城の歴史と伝統を受け継ぎ、文化を創造する豊かな心を育み後世へ伝える人づくり”

今日の社会は、少子高齢化の進行、人口減少、情報化、国際化、科学技術の進展、知識基盤社会への移行、環境意識の高まり、地域主権改革の推進など、私たちを取り巻く社会情勢や環境は急激にそして多様に変化しています。

このような中、私たちにはこうした変化に対して、柔軟かつ積極的に対応する力が求められています。

とりわけ、次代を担う子ども達には、社会の変化に適切に対応し、自分らしさを發揮して未来を切り拓いていく「社会を生き抜く力」を育むことが大切です。

学校教育機関や保育・幼児教育機関、社会教育機関などは、教育の専門機関として、豊かな感性、確かな学力をはじめ、自立した個人として社会で求められる知識・技能の習得、人格の形成など、実社会・実生活を生き抜く基盤となる資質・能力、「生きる力」を育むことが必要です。

家庭は、教育の出発点であり、その第一義的な責任を有するものとして、子どもの課題は親の課題であるということを自覚し、学習活動や学校生活、社会生活などにおいて求められる基本的な生活習慣、社会における規範意識などの基礎的な素養を育むことが肝要です。

地域や企業は、健全な人間性・社会性などを幅広く育む市民の生涯学習の場として多様な地域の資源を活かし、各種の体験活動や、様々な教育、学習の機会を提供すると共に、学校や家庭を支援することが重要です。

これらのことから、小城市教育委員会は、学校や公民館等の教育機関や家庭、地域社会と連携を密にして、市民一人一人が、共に支えあい学びあう健全な社会の構成員として、郷土の歴史と伝統を受け継ぎ、豊かな人間性を培い、生涯にわたって自ら学ぶ意欲を養うなどの「生きる力」を育み、国際的視野に立ち郷土や国家を担う責任を自覚し、文化の創造と社会の発展に貢献できるよう、心身ともにたくましい人間力を身につけた市民の育成に努めます。

6 【基本方針】

小城市教育の基本目標である「城創伝心」 “小城の歴史と伝統を受け継ぎ、文化を創造する豊かな心を育み後世へ伝える人づくり” を体系的に推進するため、1 「学校教育、幼児教育・保育の充実」、2 「子育て支援の充実」、3 「青少年の健全育成」、4 「生涯学習の充実」、5 「健康づくりと生涯スポーツの充実」、6 「歴史の継承、文化・芸術の振興」 の6つを基本方針として定めます。

小城市が第2次総合計画に定める小城市的将来像

「誇郷幸輝～みんなの笑顔が輝き幸せを感じるふるさと小城市～」

小城市教育振興基本計画

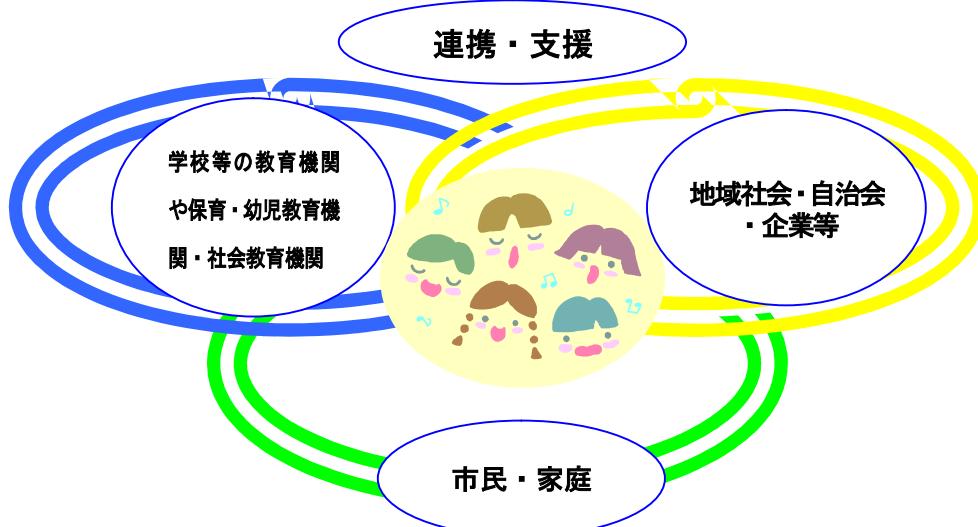
基本目標 「城創伝心」 “小城の歴史と伝統を受け継ぎ、文化を創造する豊かな心を育み後世へ伝える人づくり”

基本方針
1 「学校教育、幼児教育・保育の充実」
2 「子育て支援の充実」
3 「青少年の健全育成」
4 「生涯学習の充実」
5 「生涯スポーツの充実」
6 「歴史の継承、文化・芸術の振興」

《基本目標達成のための連携・支援のイメージ》

基本目標

じょうそうでんしん
「城創伝心」 “小城の歴史と伝統を受け継ぎ、文化を創造する豊かな心
を育み後世へ伝える人づくり”



1. 学校教育、幼児教育・保育の充実

学校等が教育の専門機関としての機能を十分に発揮し、豊かな人間性やコミュニケーション能力、学力の定着など、これからの中社会を生き抜くための「生きる力」を育む教育の推進に努めます。

学校等の熱意と創意工夫のもと、子ども達一人一人に、自らの人生や社会に生きかうとする学びに向かう力、人間性の涵養、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力の育成等、新しい時代に必要とされる資質・能力の育成に努めます。

幼児教育・保育については、「小城市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の学校教育・保育ニーズに応えられるよう、施設整備等による量的拡大・確保を図ります。

さらに、教育・保育の一体的提供、施設の質の向上等により、人間形成の基礎が培われる重要な時期である幼児期に多様な保育サービスを展開し、より良い幼児期の学校教育・保育の提供を図ります。

また、小城市改革プランに基づき、公立幼稚園・公立保育園の民営化に取り組みます。

2. 子育て支援の充実

安心して子育てができるよう、子ども達の安全な居場所づくりに努めます。また、子育ての経済的な支援の一つとして修学資金の貸付を行い、平等に教育を受ける機会の拡大を図っていきます。

子育て世代の仕事と生活の調和をめざし、放課後及び夏季休業等の学校休業日の子どもの安全な居場所づくりに努めます。

また、子育て世代への経済的な支援策の一つとして、小城市育英資金及び小城市小柳育英資金制度により高校や大学、専修学校等に進学または在学している学生に対して、経済的な理由で進学または修学が困難とならないよう支援していくと共に奨学金のあり方について検討を進めています。

3. 青少年の健全育成

次代を担う青少年が、心身ともに健やかに、たくましく育つように地域ぐるみで健全育成活動を展開します。また、学校と地域との連携・協働を進めていきます。

青少年を取り巻く環境には、年々様々な変化があり、大人も常に注意を払い、最適な環境に導く必要があります。

小城市では、子どもを見守り育てる体制として、各地区の青少年育成会等の基盤があります。公民館、支館を活動拠点とするその活動はきめ細やかで、多くの市民が関わっています。その活動をこれからも維持するとともに、時代のニーズに応じた活動が柔軟にできるように支援を行っていきます。

また、多くの市民や企業の力も得ながら、家庭・学校・地域との連携、協働関係を深めていきます。

4. 生涯学習の充実

市民が、生涯にわたり学び続け心豊かに生き生きと暮らしていくための自発的な活動を支援していきます。

また、学びが地域社会へ活かされるような仕組みを市民とともに作り上げていきます。

公民館、生涯学習センター等の社会教育施設では、市民一人一人が生涯を通して自らを磨き、高め、生き生きと暮らす社会の実現を目指すために、多様な学習の機会、及び学習情報を提供します。

また、市民が学習をとおして得た知識や経験を、家庭、地域、仕事、学校などで、自己実現、及び、連携、協働に役立てられるよう、学習の成果を活用した仕組みづくりを進めています。

市民図書館では、生涯にわたる自己学習の場を提供し、教育及び文化の発展に寄与するために自由で公平な資料と情報を提供することに努めます。

また、市民図書館は人と人、本と人が出会う場であり、心の安らぎの場所でもあります。そのため、市民図書館の管理運営は市教育委員会が直営で行い、市民のために読書しやすい雰囲気づくりや事業を行います。また、市に関する資料も積極的に収集します。

さらに、市民の声を広く聞き、分室の充実を行うなど市民とともに育つ図書館を目指します。また、図書館の専門職員である司書を含む職員体制の充実を図ります。

5. 生涯スポーツの充実

“スポーツの力で人も地域も元気になろう！”を小城市のスポーツ行政の目指す姿とし、年齢や性別、障がい等を問わず、市民が関心、適性等に応じてスポーツに取組める環境づくりに努めます。

年齢や性別、障がい等を問わず、市民が関心、適性等に応じてスポーツを楽しめる環境づくりを行っていくことを基本とし、地域社会が連携・協力して子ども達がスポーツを行うことができる機会を向上させます。

そのために、スポーツ活動を支える指導者やボランティアの育成及び安全な施設の整備を図っていきます。

6. 歴史の継承、文化・芸術の振興

市の歴史や伝統文化を継承し、また新たな文化を創造し、市民の豊かな文化活動を推進していきます。

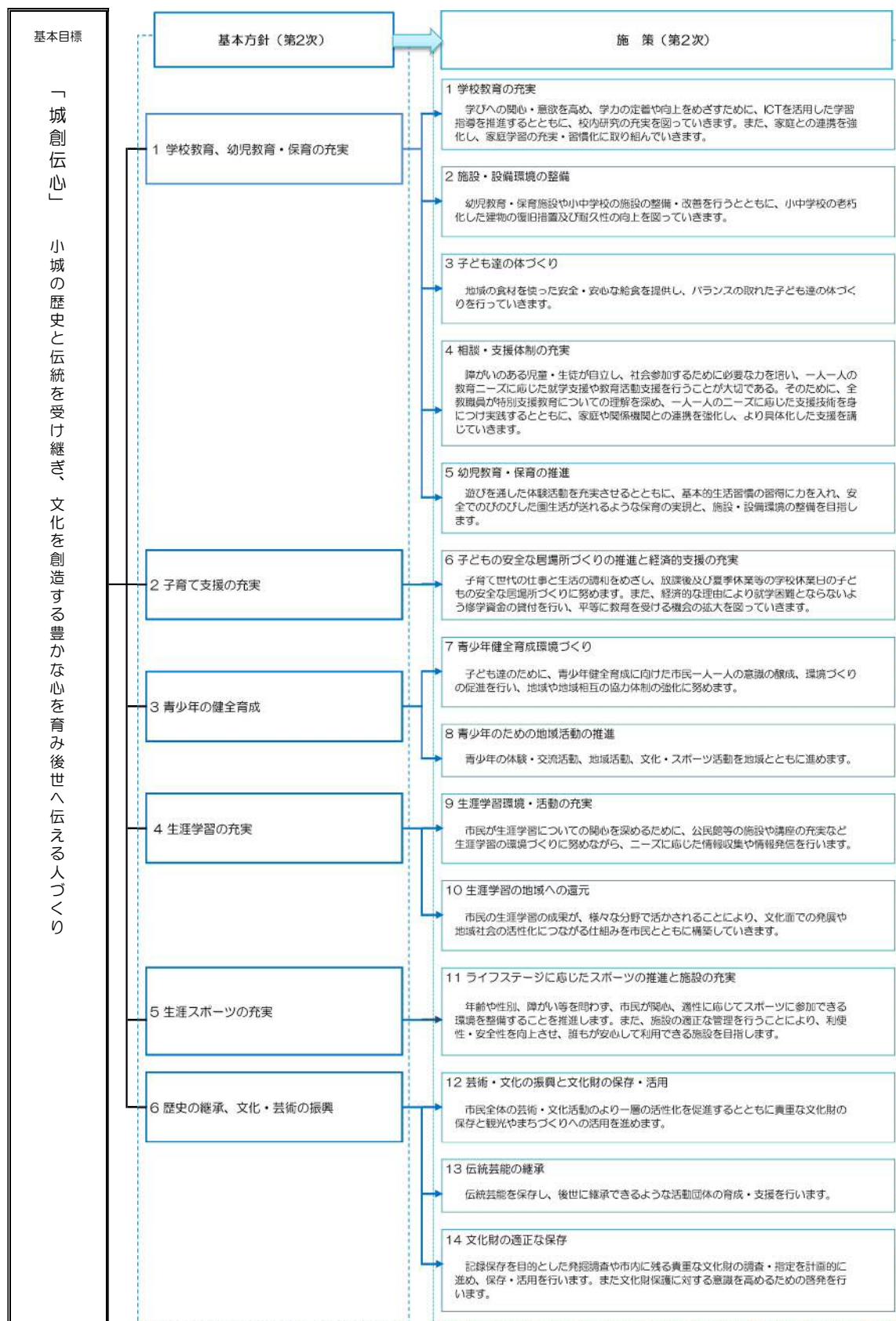
小城市全域を「屋根のない博物館」として市民と共に多彩な文化の振興と伝統文化の継承、文化財の保存・活用等を行っていきます。また小城市的次世代を担う子ども達にも学校と連携しながら郷土の歴史や文化に触れる機会を作っていきます。

そのため中林梧竹記念館や歴史資料館の設備面の整備・充実や、収蔵資料の充実を図り、市民の豊かな文化活動を推進していくために活動の場である文化施設の充実を進めています。

文化施設の管理・運営については市民協働の視点からまちづくり団体・文化団体への委託も検討・導入していきます。

7 【施策の展開】

小城市教育委員会では、基本目標を実現するために、次の 14 項目の「施策」を掲げ、体系的に施策を展開していくことにより、基本目標の実現を図ります。



施策 1 学校教育の充実

(1) 施策の目標

学びへの関心・意欲を高め、学力の定着や向上をめざすために、ICTを活用した学習指導を推進するとともに、校内研究の充実を図っていきます。また、家庭との連携を強化し、家庭学習の充実・習慣化に取り組んでいきます。

(2) 施策の取り組み方針

学校において、子ども達の学力や人間性を高めるのは、教職員の力にかかっている。そのために、校内研究の実践研究の中で、常に授業の改善を図っていくことにより、教員の資質向上に結び付けていきます。学習過程の中に「主体的に学びあう活動」を取り入れ、児童・生徒の能動的なコミュニケーション能力や創造力、思考力、判断力を育みます。

また、情報モラルを含むICT利活用^{*}による指導方法改善により、子ども達の学習への関心・意欲の向上や情報リテラシーを図ることで、学力向上に結び付けていきたい。

さらに、各学校で「家庭教育の指針」を作成し、家庭や地域との連携を強化し、基本的な生活習慣や基本的学習習慣の定着を図ります。

豊かな心の醸成については、学校と保護者、学校ボランティアなどの地域社会との連携により地域力を活かした教育活動をとおして、心の教育を行います。

※ ICT利活用：ICTはInformation and Communication Technology(情報通信技術)の略。電子黒板や学習者用端末(パソコン)などの機器を導入して、その特性を活かした授業を展開したり、デジタル教科書などのデジタルコンテンツを活用した授業を実践したりすること。

(3) 施策の目標達成のための成果指標

成果目標	単位	調査方法	直近値 (H28)	目標値 (H33)
進路希望達成率	%	中学3年生の進路希望調査・結果	85.0	88.0
全国体力調査体力合計点	点	全国体力運動能力・運動習慣等調査	46.0	46.8
豊かな心を持つ子どもの割合	%	全国学力学習調査意識調査	94.0	96.2
学習状況調査正答率（学力）	%	全国学力・学習状況調査	62.9	65.0
ICT利活用による学習により、授業がよく分かるようになった児童生徒の割合	%	佐賀県学習状況調査	89.1	90.0

施策2 施設・設備環境の整備

(1) 施策の目標

幼児教育・保育施設や小中学校の施設の整備・改善を行うとともに、小中学校の老朽化した建物の復旧措置及び耐久性の向上を図っていきます。

(2) 施策の取り組み方針

幼児教育・保育施設や小中学校の施設の整備・改善、小中学校の老朽化した建物の復旧措置及び耐久性の向上を図るため、小城市立学校教育施設整備計画（第2次）に沿つて牛津小学校、桜岡小学校、晴田小学校の大規模改修事業を行っていきます。また、老朽化、災害等により発生する修繕、学校運営の中において、学習指導要領等関係法令等の改正並びに社会情勢の変化に対応するため、必要に応じ整備を行っていきます。

(3) 施策の目標達成のための成果指標

成果目標	単位	調査方法	直近値 (H28)	目標値 (H33)
大規模改修済棟数 (牛津小学校4棟 桜岡小学校4棟)	%	実態調査	0.0	100.0

施策3 子ども達の体づくり

(1) 施策の目標

地域の食材を使った安全・安心な給食を提供し、バランスの取れた子ども達の体づくりを行っていきます。

(2) 施策の取り組み方針

子ども達が学校給食を通して、食の大切さを学ぶ教育の推進を図ります。

子ども達の丈夫な体を作るために、地産地消の推進による安全・安心な給食を提供すると共に、アレルギー体質の子ども達にも対応した給食の提供に努めます。

また、老朽化している給食施設の環境整備を図り、民間活力も視野に入れた調理職員の安定的な雇用に務めます。

(3) 施策の目標達成のための成果指標

成果目標	単位	調査方法	直近値 (H28)	目標値 (H33)
給食食材の地場産調達率(野菜類)	%	市地場産調達率調	36.2 (H27)	38.0
毎日朝食を食べる児童生徒の割合	%	佐賀県教育庁調査 (朝食等実態調査)	86.6 (H27)	88.0

施策4 相談・支援体制の充実

(1) 施策の目標

障がいのある児童・生徒が自立し、社会参加するために必要な力を養えるよう、一人一人の教育ニーズに応じた就学支援や教育活動支援を行うことが大切である。

そのために、全教職員が特別支援教育についての理解を深め、一人一人のニーズに応じた支援技術を身につけ実践すると共に、家庭や関係機関との連携を強化し、より具体化した支援を講じていきたい。

(2) 施策の取り組み方針

子ども達一人一人の特性に応じた就学支援や学校・家庭における教育相談に関し、子ども支援センターでの電話相談や来所相談、巡回相談、訪問面接を行っていきます。

また市内小中学校には、スクールカウンセラー（不登校や悩み、いじめ等の相談）やスクールソーシャルワーカー（家庭の教育環境改善相談）を配置し、児童生徒やその保護者、教職員への支援体制の充実を図ります。

(3) 施策の目標達成のための成果指標

成果目標	単位	調査方法	直近値 (H28)	目標値 (H33)
相談を受けることにより課題解決に役立ったかの割合	%	相談を受けた保護者へのアンケート	—	70.0

施策5 幼児教育・保育の推進

(1) 施策の目標

遊びを通した体験活動を充実させると共に、基本的生活習慣の習得に力を入れ、安全でのびのびとした園生活が送れるような保育の実現と、施設・設備環境の整備を目指します。

(2) 施策の取り組み方針

「小城市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育給付・教育給付、保育の必要性の認定、一時預かり事業、延長保育事業等に取り組むと共に、改革プランに基づき、公立幼稚園・公立保育園の民営化に取り組んでいきます。

(3) 施策の目標達成のための成果指標

成果目標	単位	調査方法	直近値 (H28)	目標値 (H33)
基本的な生活習慣(早寝・早起き)を実践している幼児の割合	%	保育幼稚園課 アンケート	69.6 (H27)	70.0
基本的な生活習慣(朝ごはん)を実践している幼児の割合	%	保育幼稚園課 アンケート	96.6 (H27)	97.0
資質向上のための研修に参加した保育士・幼稚園教諭等の満足度	%	保育幼稚園課 アンケート	—	90.0

施策6 子どもの安全な居場所づくりの推進と経済的支援の充実

(1) 施策の目標

子育て世代の仕事と生活の調和をめざし、放課後及び夏季休業等の学校休業日の子どもの安全な居場所づくりに努めます。

また、経済的な理由により就学困難とならないよう修学資金の貸付を行い、平等に教育を受ける機会の拡大を図っていきます。

(2) 施策の取り組み方針

共働き世帯の増加や少子化が進行する中、小学校に就学している児童の保護者に対する仕事と子育ての両立支援、対象児童への安全・安心な居場所を提供することを目的に、放課後児童健全育成事業に取り組みます。合わせて、放課後児童クラブの健全な運営を図るため、指導員安定雇用のための業務委託や施設の環境整備を行います。

修学資金の貸付については、平等に教育を受ける機会を失わないよう小城市育英資金貸付制度及び小城市小柳育英資金貸付制度の周知を図ると共に、貸付制度の健全な運営に努めていきます。また、奨学金のあり方についても検討を進めていきます。

(3) 施策の目標達成のための成果指標

成果目標	単位	調査方法	直近値 (H28)	目標値 (H33)
放課後児童クラブ利用者数	人	実績（5/1 現在）	588	650
小城市育英資金の当該年度 申込者数／新規貸付者数	人	実 績	6／5	10／7
小城市小柳育英資金の当該年度 申込者数／新規貸付者数	人	実 績	2／2	2／1

施策 7 青少年健全育成環境づくり

(1) 施策の目標

子ども達のために、青少年健全育成に向けた市民一人一人の意識の醸成、環境づくりを促進し、地域や地域相互の協力体制の強化に努めます。

(2) 施策の取り組み方針

小城市青少年育成市民会議を母体とし、各公民館・支館活動を拠点とした青少年の安心と安全を確保する活動の充実を図ります。

青色回転灯装備車による巡回、子ども110番の家など地域（地区青少年育成会・家庭・学校）を挙げて青少年の見守り活動を維持していきます。

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもや、周りに子どもがいない地域の子ども達にも、他の子ども達と同じ環境で過ごせるよう地域と共に取り組んでいきます。

(3) 施策の目標達成のための成果指標

成果目標	単位	調査方法	直近値 (H28)	目標値 (H33)
子ども 110 番協力者（団体）数	件	実 績	488 (H27)	500

施策8 青少年のための地域活動の推進

(1) 施策の目標

青少年の体験・交流活動、地域活動、文化・スポーツ活動を地域と共に進めます。

(2) 施策の取り組み方針

子ども達をたくましく育てるために、地域の大人や高校生、大学生の力を借りて、学校では体験できないさまざまな体験活動を促進します。

また、地域の力を学校に活かす取り組みを広めていきます。

(3) 施策の目標達成のための成果指標

成果目標	単位	調査方法	直近値 (H28)	目標値 (H33)
地域との関わりの中で、子ども達が心身共に健やかにたくましく成長していると思う市民の割合	%	総合計画 アンケート	22.0 (H27)	24.0

施策9 生涯学習環境・活動の充実

(1) 施策の目標

市民が生涯学習についての関心を深めるために、公民館等の施設や講座の充実など、生涯学習の環境づくりに努めながら、ニーズに応じた情報収集や情報発信を行います。

(2) 施策の取り組み方針

各公民館・支館、生涯学習センターを中心に、「いつでも、どこでも、だれでも」生きがいとして生涯学習に取り組めるよう、ニーズの把握、講座の充実、施設の維持整備、情報提供の的確さに努めます。また、自主的な学習の場が創設されることを促進します。

市民図書館は、資料の充実と市内全域に平等で公平なサービスを行うことによって、市民の図書館利用の推進を目指します。第二次小城市子どもの読書活動推進計画の実現を目指します。

(3) 施策の目標達成のための成果指標

成果目標	単位	調査方法	直近値 (H28)	目標値 (H33)
目的を持って継続して自発的・主体的な学習に取り組んでいる市民の割合	%	総合計画 アンケート	38.7 (H27)	40.8
市民一人当たりの図書貸出冊数	冊	実 績	8.4 (H27)	10.4
図書館蔵書数	冊	実 績	286,653 (H27)	287,000

施策 10 生涯学習の地域への還元

(1) 施策の目標

市民の生涯学習の成果が、様々な分野で活かされることにより、文化面での発展や地域社会の活性化につながる仕組みを市民と共に構築していきます。

(2) 施策の取り組み方針

人材の登録制度を構築するなどにより、身につけた知識や経験を、地域の課題解決や、地域文化の向上、企業、学校などとの連携・協働に結びつくような仕組みを作りあげていきます。

(3) 施策の目標達成のための成果指標

成果目標	単位	調査方法	直近値 (H28)	目標値 (H33)
文化人財バンクの派遣件数	件	実 績	246 (H27)	270

施策 11 ライフステージに応じたスポーツの推進と施設の充実

(1) 施策の目標

年齢や性別、障がい等を問わず、市民が関心、適性に応じてスポーツに参加できる環境を整備することを推進します。また、施設の適正な管理を行うことにより、利便性・安全性を向上させ、誰もが安心して利用できる施設を目指します。

(2) 施策の取り組み方針

市民の誰もが、年齢や性別、障がい等を問わず、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、スポーツに気軽に長く親しむことができる環境つくりに努めます。

スポーツ施設の維持管理、各種スポーツ団体の自立支援、スポーツ推進委員やスポーツ指導者などの研修機会の提供を図ります。

(3) 施策の目標達成のための成果指標

成果目標	単位	調査方法	直近値 (H28)	目標値 (H33)
運動やスポーツに取組んでいる市民の割合	%	総合計画 アンケート	48.2 (H27)	53.1

施策 12 芸術・文化の振興と文化財の保存・活用

(1) 施策の目標

市民全体の芸術・文化活動のより一層の活性化を促進するとともに貴重な文化財の保存と観光やまちづくりへの活用を進めます。

(2) 施策の取り組み方針

芸術・文化団体の活動の振興とそのための指導者の育成、絵画や音楽など高度な芸術を鑑賞する機会を提供します。

また、伝統芸能の継承、文化財の保存・活用、小城市立歴史資料館・中林梧竹記念館の充実を図ります。

小城が書聖・中林梧竹の出身地であることから書に親しむ機会の提供を行います。

市内小・中学校で『小城歴史読本』を活用した郷土学習や市出身の偉人の顕彰を行い、小城の歴史や文化を受け継ぎ、新たな文化を創造する豊かな心を育み後世へ伝える人づくりを行います。

(3) 施策の目標達成のための成果指標

成果目標	単位	調査方法	直近値 (H28)	目標値 (H33)
桜城館(歴史資料館・梧竹記念館) 入館者数	人	実 績	11,533 (H27)	11,850
芸術・文化活動に取り組んでいる 市民の割合	%	総合計画 アンケート	10.4 (H27)	14.2
指定文化財の数	件	実 績	83 (H27)	87

施策 13 伝統芸能の継承

(1) 施策の目標

伝統芸能を保存し、後世に継承できるような活動団体の育成・支援を行います。

(2) 施策の取り組み方針

伝統芸能団体では活動の縮小や停止も見受けられ、活動の活性化・継続を図ります。

(3) 施策の目標達成のための成果指標

成果目標	単位	調査方法	直近値 (H28)	目標値 (H33)
伝統芸能団体数	件	実 績	17 (H27)	18

施策 14 文化財の適正な保存

(1) 施策の目標

記録保存を目的とした発掘調査や市内に残る貴重な文化財の調査・指定を計画的に進め、保存・活用を行います。また文化財保護に対する意識を高めるための啓発を行います。

(2) 施策の取り組み方針

指定文化財の適切な保存、未指定文化財の調査を行い、指定、整備を進めると共に観光やまちづくりとの連携という視点に立ち、「屋根のない博物館構想」に基づき説明板の整備などを行います。

(3) 施策の目標達成のための成果指標

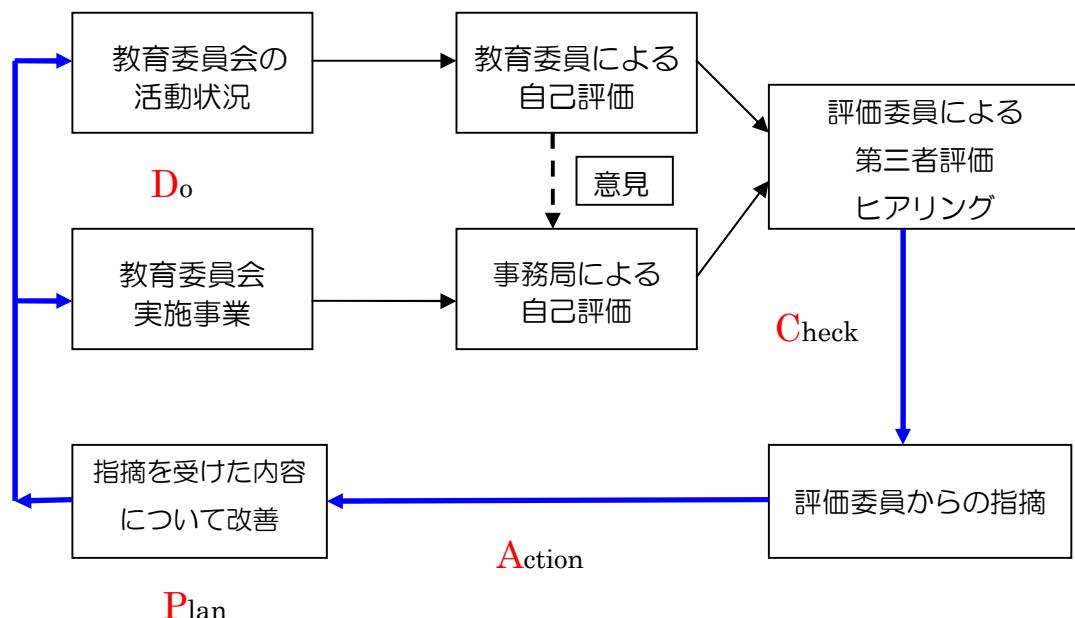
成果目標	単位	調査方法	直近値 (H28)	目標値 (H33)
文化財を適正に保存できなかった件数	件	実 績	〇 (H27)	〇
説明板の設置件数	件	実 績	57 (H27)	71

8 【基本計画の進捗管理】

進捗管理の方法

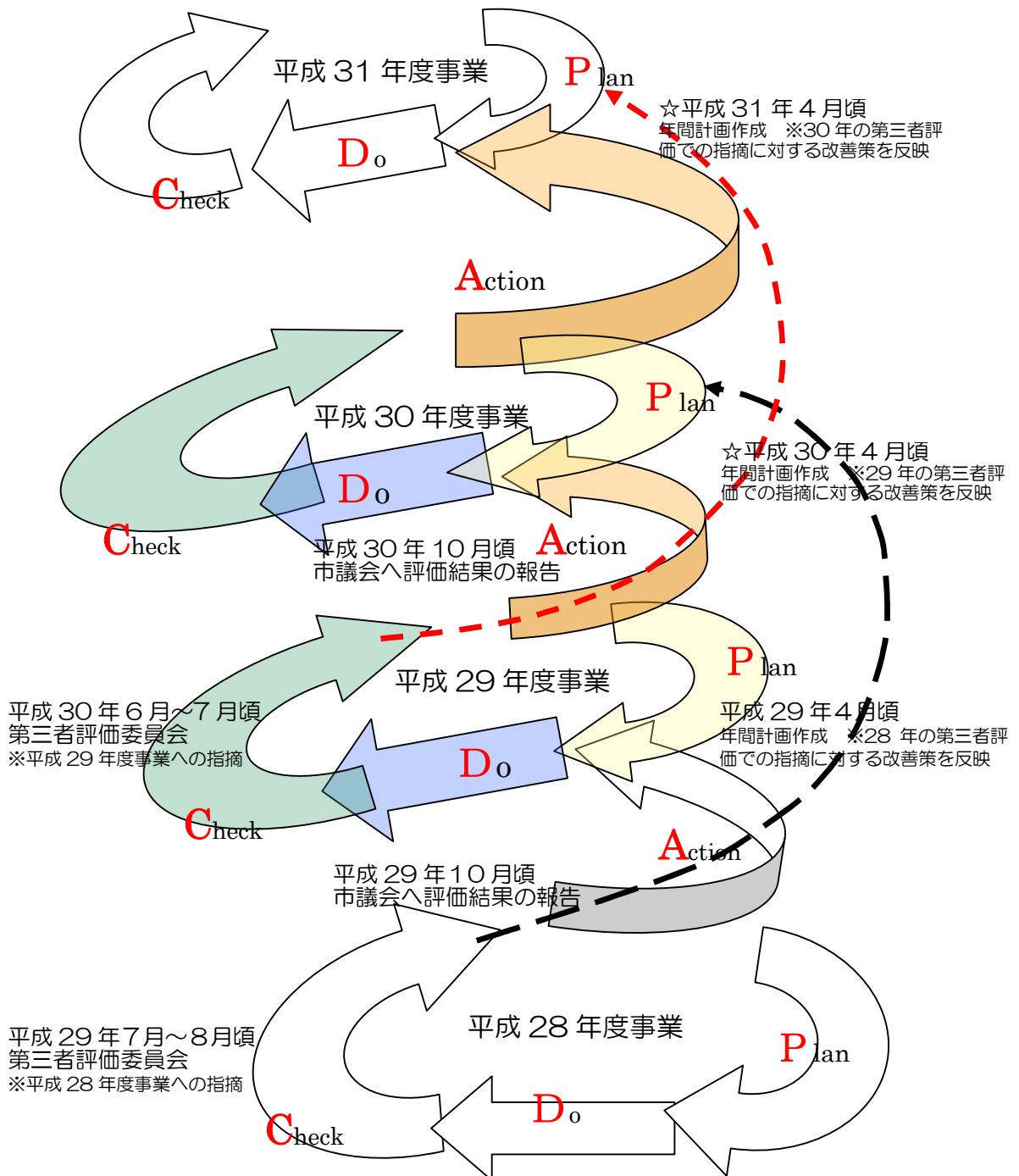
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が平成20年4月1日に施行され、「教育委員会の責任体制の明確化」の方策として、「教育委員会は、学識経験者の知見を活用し、その活動状況の点検・評価を行い、その報告書を作成し、これを議会へ提出すると共に公表すること」が義務付けられました。

これを受け、小城市教育委員会では、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するために、評価委員会を設置し、教育委員会による自己評価に加え、評価委員会による第三者評価を行い、事業の継続的な改善を図っていきます。



市教育委員会のPDCAサイクル

この計画は、計画（Plan）⇒実行（Do）⇒点検・評価（Check）⇒改善（Action）のサイクルで進捗管理を行います。この流れをPDCAサイクルといいます。



第2次小城市教育振興基本計画

平成29年 月発行

作成 小城市教育委員会

〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地2

TEL 0952-37-6130

FAX 0952-37-6167

E-Mail kyouikusoumu@city.ogi.lg.jp

